

条例に基づく支援

さいたま市では、犯罪被害にあわれた方やそのご家族を支援するため、令和3年4月1日から「さいたま市犯罪被害者等支援条例」を制定し、条例に基づいた支援を行っています。

日常生活支援

日常生活の安定のため、家事や介護、一時保育の支援が必要となった方に、その費用の一部を助成します。

心理的外傷からの回復に向けた支援

心理的外傷を受けた方が、その回復のために精神医療やカウンセリングを受けた場合、その費用の一部を助成します。

居住支援

犯罪被害により自宅に住むことが難しくなった方に、転居や一時避難の費用の一部を助成します。

経済的負担の軽減

犯罪被害により生じる経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。

法律相談

犯罪被害により生じる法律問題について、弁護士による法律相談を行います。

※支援には一定の要件があります。詳しくはお問合せください。

さいたま市犯罪被害者等 相談専用ダイヤル

 048(829)1213

受付時間

8:30~17:15

(月~金※祝日・年末年始を除く)

メールでのご相談も
お受けしています。



sogoteki-taiomadoguchi@city.saitama.lg.jp

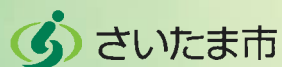
知ってください 犯罪被害者のこと



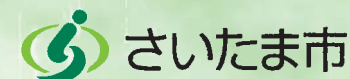
一人で悩まず、ご相談ください。

周りに犯罪被害にあい、悩んでいる方がいたら、「さいたま市犯罪被害者等相談専用ダイヤル」をご案内ください。

問合せ先



市民局 市民生活部 市民生活安全課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL 048 (829) 1219 FAX 048 (829) 1969
MAIL shimin-seikatsu-anzen@city.saitama.lg.jp



犯罪被害にあうとこのようなことが起きます

多くの方は、犯罪被害について「自分には関係ない」「自分には起きるはずがない」と考えてしまいがちです。しかし、ある日突然、犯罪や事故に巻き込まれることは、誰にでも起こる可能性があります。

犯罪被害にあうと、具体的な被害(命を奪われる、けがをさせられる、お金やものを盗まれる、など)に加え、以下のような問題が同時に生じてきます。また、これらの問題は被害を受けた本人だけでなく、家族など身近な人にも起こります。

心身の不調

- 何も考えられない
- 感情や感覚がマヒしてしまう
- 恐怖や怒り、強い不安感がある
- 自分を責めてしまう
- 眠れない、食欲がない
- 突然、被害にあった時のことを思い出してしまう

周囲の言動による傷つき

- 近所の人や友人が今までどおりに接してくれない
- 役所などで相談したが対応が事務的だった
- マスコミが取材に来て、事件のことを聞かれるのがつらい

加害者からの更なる被害

- 仕返しをされるのではないかと不安
- 謝罪や反省がない
- 裁判で責任逃れや事実ではないことを発言する

生活上の問題

- 病院の受診や裁判などで仕事を休むことに職場の理解がなく、仕事を続けられない
- 医療費や弁護士費用など、多額のお金がかかる
- 自宅が事件現場のため、転居をしなければならない

捜査・裁判に伴う様々な問題

- 事件について何度も説明しなければならないことが負担である
- 慣れない裁判に出ることでストレスを感じる

犯罪被害にあうと・・・

犯罪被害にあうと、心身の調子を崩すことがあります。これは、大きなショックを受けるような体験をしたことに対する、自然な反応です。つらい気持ちを話したくなかった時には、安心できる人に話を聞いてもらい、一人で抱え込まないようにしましょう。

周りの人は・・・

被害からの回復のためには、周りの人の支えが大きな力となります。周りの人は、犯罪被害にあわれた方やそのご家族を責めたり批判せず、気持ちに寄りそって話に耳を傾けてください。

